

健康アドバイス



山本 優 医師
(吉備医師会から)

今年も暑い日が続く季節になりました。これから屋外でのスポーツやレジャーに出掛ける機会も多くなり「熱中症」に注意が必要になってきます。

以前は高温環境下での労働やスポーツ時に発生していた熱中症ですが、最近は日常生活においても発生が増加しており、その症状も一様でないことが注目されています。

今月のテーマ 熱中症

梅雨明け時の熱中症に要注意!

熱中症になりやすい条件として心疾患、糖尿病、甲状腺疾患などの疾患、特定の薬の内服、体温調節機能が低下した高齢者や子ども、肥満の人が挙げられます。睡眠不足やアルコールの摂取も引き金になる条件です。

予防法は、十分な水分補給を心掛け、こまめに水分をとることや定期的に涼しい所で休みを取る、通気性の悪い服装や厚着を避け、体を締めすぎないように気を付けて熱を逃がすこと、帽子や日傘で日差しを遮ることなどです。普段から運動や暑い環境に慣れていない人は特

に注意して予防策を考えておくことが大切です。また、高齢者は加齢により暑さに対する感覚が鈍っているため、日常生活のなかで住居内での発生が多く、より一層の注意が必要です。

頭痛や目まい、嘔気などの初期症状が出たら、速やかに涼しい所へ移動させ水分を補給させる、衣服を脱がせて体から熱を逃がし、保冷剤や氷水で体を冷やすなどの対策が必要です。

熱中症は、急に気温が上がる梅雨明け時が一番注意の必要な時期です。声を掛け合って早めの対応を取りましょう。

問い合わせ 健康医療課健康増進係 (☎92-8259)

ネット詐欺の被害防止対策

続発生しています。

■ネット詐欺の被害を防止するためには

まずは、「慌てないこと」が大切です。慌てて相手の言いなりになり、連絡してはいけません。

次は、「事実を確認すること」です。このようなことが本当にあるのかどうかは、ネット検索でも確認できます。

そして最後は、「誰かに相談すること」です。家族や友人に相談しにくい場合は、行政機関や警察の窓口にご相談ください。秘密は厳守されます。

「ワンクリックによる会員登録」、「脱会手続き」、「ギフトカー

ドの購入」に該当すれば詐欺です。確認もせず、誰かに相談もせずギフトカードを購入したり、現金を振り込んではいけません。

■うまい話には要注意

このほかにもネット上では「1000万円当選しました」とか、「正規輸入品 50%オフ」などのうまい話がたくさんあります。不用意に飛びついて連絡したり、個人情報を入力したりして、現金を振り込んで被害に遭うことの無いようにしましょう。

■被害防止講習会の活用

被害の現状や防止対策について講習をします。希望者は生活安全課に申し込んでください。

講習会の申込先・問い合わせ・監修 総社警察署 (☎94-0110)

安全・安心

総社署からのすすめ

■ネット・メールを介する「架空請求詐欺」が多発

パソコンやスマートフォンでネットを閲覧中、あるいはメールで「アダルトサイトに会員登録されました」、「脱会手続きは…の番号へ電話してください」などと画面に表示され、その番号に電話をしたところ、コンビニで「ギフトカード」の購入を求められ、その金額を騙し取られる架空請求詐欺被害が市内で連



市長に寄付金を手渡す平田理事長



6月3日に開催された緊急雇用面談会

三菱自動車水島製作所で製造されている軽自動車の生産が停止している問題に関連し、協同組合ウイングバレイなど市内企業の従業員が休業や他の企業などに出向していることを受け、市は、「総社市500人緊急雇用調整本部」を立ち上げました。調整本部は、従業員の出向を考えて

いる関連企業と受け入れ先事業所をマッチングさせ500人の雇用を創出。関連企業と従業員の経済的負担を軽減させる役割を担います。

5月31日には、市の幹部職員、協同組合ウイングバレイ理事長、総社商工会議所会頭ら8人の委員からなる会議を初開催。6月3日には、総合福祉センターで第1回目の「総社市500人緊急雇用面談会」が開催され、関連企業9社から人事担当者らが来場し、市内外17の受け入れ先事業所と希望受け入れ人数や勤務条件などについて話し合いました。また、これに先立ち6月1日には、市長が伊原木知事を訪問。関連企業に対する支援を要請しています。

市内企業も支援を表明。吉備信用金庫から自動車部品関連企業への支援として寄付の申し出があり、6月3日、同金庫の平田周志理事長、清水宏之常務理事が市役所を訪れ300万円を市長に手渡しました。

他社への一時的な雇用を500人創出

問い合わせ 商工観光課商工労政係 (☎92-8276)

総社市500人緊急雇用調整本部を立ち上げ

農地転用の権限が総社市に 農地法の指定市に

問い合わせ 農業委員会事務局 (☎92-8313)

大規模農地を商業施設などに転用する許可権限を国から自治体に移す地方分権一括法が平成27年6月に可決・成立したことで、農地転用の許可権限が地方に移譲されることになりました。

これに伴い、都道府県と同等の権限をもつ指定市町村への申請を総社市も行い、6月1日、正式に指定されました。

4haを超える農地転用は国との協議が必要ですが、権限が移譲されたことで、市の実情に応じた主体的な土地利用が期待されます。

	指定を受ける前	指定を受けた後
4ha超	県 (国協議)	総社市 (国協議)
4ha以下	総社市	総社市

市=農業委員会